

## 文書量半減の取組について

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」こととされている。
- このため、厚生労働省では、事務連絡（平成 29 年 12 月 22 日付、別添 3 参照）を発出し、まずは介護サービス事業者の指定申請に関する帳票等について、削減可能な項目を把握するための調査を実施しており、必要な文書の削減・見直しに関する積極的な回答をいただいている。  
(注) まだ回答されていない自治体におかれては、必要な対応をお願いする。
- 今後、いただいた意見を踏まえて、必要な対応を行う予定であるが、各自治体におかれては、文書量半減が、
  - ① 政府をあげて取り組んでいる「介護離職ゼロ」の実現に向けた取組の一環であること、
  - ② 各介護サービス事業者や利用者の負担の軽減に資する取組であること、などを踏まえて、引き続き積極的にご協力いただくようお願いしたい。
- なお、平成 30 年度初旬を目途に、文書量半減の取組の第二弾として、介護報酬請求及び実地指導に関する帳票等の実態把握に関する調査を実施する予定であり、ご協力をお願いしたい。

### 《今後の予定》

- ◇ 指定申請関連文書に関し、調査結果を踏まえ、省令改正等の必要な対応を行う。
- ◇ 報酬請求関連文書に関し、平成 30 年度初旬に、各自治体に対して実態把握のための調査依頼を行う。
- ◇ 指導監査関連文書に関し、平成 29 年度に実施した実態調査の結果に基づき、平成 30 年度初旬に、各自治体やその他関係者からのヒアリングを行うなど必要な対応について検討を行う。

# 新しい経済政策パッケージ（抜粋） （平成29年12月8日閣議決定）

## 第2章 生産性革命

### 3. Society5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

#### （2）第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

##### ②健康・医療・介護

##### iii) 自立支援介護の促進、介護のICT化、ロボット・センサーの活用

ICT等の技術革新を活用して現場の生産性を上げながら、質が高く、効率的な介護サービス提供を可能とするシステムを2020年に構築することを目指す。また、それに資するように介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。さらに、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を来年度より実施する。

経済・財政再生計画 改革工程表

集中改革期間		2017年度	2018年度		2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
～2016年度 《担当府省庁等》	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会			
		<p>＜②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞</p> <p>地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援</p> <p>介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等の一部改正法案提出、成立</p> <p>多様な人材確保と人材育成について、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、2017年10月に報告書を取りまとめ</p> <p>2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施</p> <p>介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。</p> <p>ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、必要なガイドラインをまとめ、公表・周知(2017年9月)</p> <p>介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映</p> <p>福祉用具や介護ロボットの活用を支援し、導入を促進するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、効果実証の実施、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進</p> <p>AIを活用したケアプランの作成支援について、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援</p>	<p>通常国会</p>					
		<p>・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施</p> <p>・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施</p> <p>報告書に基づき、介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の内容を検討し、実施</p> <p>ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について検討・結論</p> <p>介護サービス事業所における実態把握を順次進めるとともに、行政が求める帳票等の見直しなどを随時実施することにより、2020年代初頭までに当該帳票等の文書量の半減に取り組む</p> <p>ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施</p> <p>介護サービスにおける生産性向上ガイドラインの作成・普及に取り組む</p> <p>介護事業所におけるICT普及促進のため、介護情報の事業所間連携の効果を検証した上でICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施</p>				<p>地域医療介護総合確保基金等による介護人材の資質向上のための都道府県の取組の実施</p> <p>実施都道府県の取組の実施都道府県数【47都道府県】、計画の目標(研修受講人数等)に対する達成率【100%】</p>		

公的サービスの産業化

事務連絡  
平成 29 年 12 月 22 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

文書量半減に関する取組について（依頼）

日頃より、介護保険行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月閣議決定）及び「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）の中で、ICT 等を活用した生産性向上の推進、行政が求める帳票等の文書量の半減などに取り組むこととされており、その実施期限は 2020 年代初頭までとされております。

このため、厚生労働省においては、文書量の半減の取組を順次進めていくこととしており、まずは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等に基づき、介護サービス事業者の指定や施設の設立認可の際に作成・提出することが義務付けられている項目のうち、別添（案）に掲げた項目について簡素化することを検討しております。

つきましては、別紙をご参照のうえ、平成 30 年 1 月 19 日（金）中に、質問票にご意見を記載の上、以下連絡先宛に電子メールにて送付願います。

なお、市区町村に対しては、全国市長会、全国町村会を通じて、同様の依頼をさせていただいていることを申し添えます。

○ 添付資料

（別紙）文書量半減に係る質問票

（本件の連絡先）

厚生労働省老健局総務課 高橋・岡村

TEL：03-3591-0954（直通）

Eメール：takahashi-youhei@mhlw.go.jp（高橋）

okamura-kengo@mhlw.go.jp（岡村）

(別紙)

## 文書量半減に係る質問票

### 1. 別添案へのご意見等

(1)「国が求める項目に関して不要なもの(案)」に対するご意見等を記載してください。

(記載例)

〇〇は必要。

別添案に加えて〇〇は不要 等

(2)「当該義務に付随し自治体(都道府県、市区町村)が独自に求めている項目に関して不要なもの(案)」に対するご意見等を記載してください。

(記載例)

同上

### 2. 介護報酬の請求に関する文書

介護報酬の請求に関する文書について、削減可能な事項等を記載してください。

(記載例)

添付書類のうち、〇〇は削減可能。△△は簡素化が可能 等

### 3. その他

上記業務に加えて、文書量の削減に向けて実施すべき取組があれば記載してください。

#### 4. 都道府県における業務の効率化・簡素化に向けて実施すべき取組

文書にて求める項目等を削減するだけでなく、業務方法等を柔軟に見直すことによって文書量の削減につながる取組について記載してください。

- (1) 自治体における介護保険制度の業務の中で、不便や非効率だと感じるものを挙げてください。

(記載例)

法令を超えて重複して求めている事項が多い。紙媒体での文書のやりとりが煩雑 等

- (2) (1)のうち、それぞれの解決策として考えられるものを挙げてください。

(記載例)

介護保険法と老人福祉法における指定申請を、共通の様式で申請できるよう申請書を改訂。ICT化により、オンライン申請を可能とする、都道府県・市区町村がアクセスできる共通システムを構築する 等

## 5. 介護サービス事業者における業務の効率化・簡素化に向けて実施すべき取組

介護サービス事業者の業務のうち、文書作成に要する時間を削減することにより、業務の効率化・簡素化が図られます。都道府県において、この問題に関して現在既に把握している情報及びご意見を記載してください。

(1) 介護サービス事業者の業務の中で、不便や非効率だと感じるものを挙げてください。

(記載例)

国が法令で求める事項・自治体が独自に求める事項以外にも、独自資料の作成・提出がある。  
紙媒体での文書のやりとりが煩雑 等

(2) (1)のうち、それぞれの解決策として考えられるものを挙げてください。

(記載例)

ICT化により、オンライン申請を可能とする 等

(注)4及び5については、文書量の削減のみならず、「業務の効率化・簡素化」という広い観点からお伺いしたい。

## 6. 締切

平成30年1月19日(金)

(別添案)

【国が求める項目に関して不要なもの(案)】 ※都道府県が所掌するサービスのみ記載。

1	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li><li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li><li>・「事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者及びサービス提供責任者の経歴</li><li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li><li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li><li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li></ul>
2	訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li><li>・「事業所の平面図並びに設備及び備品の概要」に付随している写真</li><li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li><li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li><li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li><li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li></ul>
3	介護予防訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li><li>・「事業所の平面図並びに設備及び備品の概要」に付随している写真</li><li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li><li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li><li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li><li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li></ul>
4	通所介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li><li>・「事業所の平面図及び設備の概要」に付随している写真</li><li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li><li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li><li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li><li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li></ul>
5	短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li><li>・「建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要」に付随している写真</li><li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li><li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li><li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li><li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li></ul>
6	介護予防短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li><li>・「建物の構造概要、平面図及び設備の概要」に付随している写真</li><li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
7	居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス計画費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>
8	介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>
9	特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「建物の構造概要、平面図及び設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>
10	介護予防特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「建物の構造概要、平面図及び設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>
11	福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図及び設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
12	福祉用具販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図及び設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
13	介護予防福祉用具貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図及び設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
14	介護予防福祉用具販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴」のうち管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
15	訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所並びに免許証の写し」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
16	介護予防訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日、住所並びに免許証の写し」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
17	介護予防訪問介護	新規の申請は想定されないため対象外
18	介護予防通所介護	新規の申請は想定されないため対象外
19	訪問リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
20	介護予防訪問 リハビリテー ション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
21	通所リハビリ テーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
22	介護予防通所 リハビリテー ション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
23	居宅療養管理 指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
24	介護予防居宅 療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「事業所の平面図」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> </ul>
25	短期入所療養 介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>

26	介護予防短期 入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>
27	介護老人保健 施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明者又は条例等</li> <li>・「建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要」に付随している写真</li> <li>・「施設の管理者の氏名、生年月日及び住所」に付随している管理者の経歴</li> <li>・当該申請に係る事業に係る資産の状況</li> <li>・当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項</li> <li>・役員の氏名、生年月日及び住所</li> <li>・「介護支援専門員の氏名及びその登録番号」に付随している証明書等</li> </ul>
28	介護療養型 医療施設	新規の申請は想定されないため対象外

【当該義務に付随し自治体(都道府県、市区町村)が独自に求めている項目に関して不要なもの(案)】

<雇用・労働・給与関係>

- ・辞令
- ・雇用契約書、労働契約書、労働条件通知書
- ・就業規則
- ・給与規程、給与表
- ・事業所の計画作成担当者の経歴書
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態

<組織運営関係>

- ・組織図
- ・運営推進会議、実績表
- ・地域住民への説明状況や、社福審議会の意見聴取
- ・地域住民説明会議録

<保険関係>

- ・自賠責証明書
- ・任意保険の証書
- ・損害賠償保険の契約書の写し

<土地・建物・設備関係>

- ・建築行為許可書、建物検査済証、消防用設備等検査済証
- ・建築物関連法令協議記録報告書
- ・貸室賃貸借契約書
- ・農地転用事業計画変更承認
- ・開発行為許可書
- ・自動車検査証

<その他>

- ・暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書(※)の規定に基づく申出書(※中国残留邦人等の円滑な貴国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合も含む)
- ・虐待防止マニュアル
- ・給付費以外の料金の積算